平成２４年（フ）第６４３号
東京都町田市本町田1786番地176、開始決定時の住所静岡県藤枝市弥左衛門510番地の１
破産者　山口　昭子
１　決定年月日　平成25年８月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５号
静岡県駿東郡清水町伏見548番地の６、旧住所静岡県賀茂郡西伊豆町仁科322番地の１
破産者　菊池ひろみ
１　決定年月日　平成25年８月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第１７５号
滋賀県大津市大萱５丁目７番４号　レイクハイツＡ106、開始決定時の住所滋賀県彦根市金沢町1424番地
破産者　川崎　榮一
１　決定年月日　平成25年８月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１７６号
滋賀県大津市大萱５丁目７番４号　レイクハイツＡ106、開始決定時の住所滋賀県彦根市金沢町1424番地
破産者　川崎　りせ
１　決定年月日　平成25年８月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１１９号
滋賀県彦根市小泉町286番地４　101号、前住所滋賀県長浜市新庄寺町100番地36
破産者　藤野　嘉昭
１　決定年月日　平成25年８月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第２１８号
滋賀県彦根市肥田町1021番地　408号、前住所滋賀県愛知郡愛荘町軽野甲282番地
破産者　小西製作所こと　小西美枝子
１　決定年月日　平成25年８月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第４２９５号
滋賀県大津市桜野町２丁目８番22号、開始決定時の住所大阪市西区西本町１丁目11番１―1203号
破産者　福田　　要
１　決定年月日　平成25年８月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３０５号
大阪府東大阪市足代北２丁目８番１号、開始決定時の住所大阪府東大阪市長堂１丁目８番28―1012号
破産者　石田　　稔
１　決定年月日　平成25年８月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８０８号
大阪市中央区内淡路町２丁目２―11　ユーシン大手前703、開始決定時の住所大阪市北区天満４丁目９番15号　パールビル
破産者　加藤美智子こと　加藤美知子
１　決定年月日　平成25年８月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０９７号
大阪府東大阪市吉田本町１丁目２番54号　氏川方、開始決定時の住所大阪府東大阪市新庄１丁目12番20―111号
破産者　和田　俊一
１　決定年月日　平成25年８月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９５０号
大阪府寝屋川市上神田１丁目19番13号
破産者　谷　　英雄
１　決定年月日　平成25年８月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４２８号
大阪府東大阪市中新開２丁目２番20号　昭和ハイツ吉田702号
破産者　山本　忠司
１　決定年月日　平成25年８月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４２９号
大阪府東大阪市中新開２丁目２番20号　昭和ハイツ吉田702号
破産者　山本　清美
１　決定年月日　平成25年８月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９号
福岡県うきは市吉井町787番地11
破産者　中村　　聡
１　決定年月日　平成25年８月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３４３号
仙台市青葉区桜ケ丘６丁目32番20号
破産者　木村　　淳
１　決定年月日　平成25年８月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３６号
秋田県横手市八幡字上長田70番地13
破産者　田畑　　晃
１　決定年月日　平成25年８月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第２３号
福島県南相馬市原町区高見町２―24―７高見第一仮設Ｃ―４―１、住民票上の住所福島県南相馬市小高区関場２丁目43番地の１
破産者　吉田　　滋
１　決定年月日　平成25年８月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部